

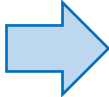
工事に関連する業務委託に係る入札制度の変更点(令和7年4月1日～)

令和7年4月1日以降に発注する工事に関連する業務委託の入札・契約制度について、下記のとおり改正及び運用の変更を行っております。

各案件の公告文と併せてご確認いただきますようお願いいたします。

①入札に参加する者に必要な資格の確認書類の提出時期及び提出方法の変更について

工事に関連する業務委託における入札参加資格確認審査書類等の提出時期及び提出方法を変更します。

現行		改正後
<提出時期> 市から確認書類等の提出を求められた日から起算して2日以内の指定された時間まで。 <提出方法> 工事担当課に原則電子メールで提出。		<提出時期> 入札書提出時。 <提出方法> 電子入札システムによる添付。 (内訳書提出時) ※添付できるファイルは1個のみであるため、 内訳書と入札参加資格確認審査書類等を1 個のファイルにまとめる必要がある。

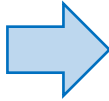
今回の改正により、確認書類等の提出が入札時となり、落札候補者となった時点で審査が開始されます。

このため、同日開札の複数案件で落札候補者となった際に、先行案件の落札などを理由に審査を辞退することはできません。

辞退した場合、競争参加資格停止措置となりますので、ご注意ください。

②立会希望者の事前連絡について

開札の立会いを希望する場合は、開札前日の午後 5 時までに管財部契約課へ問い合わせることとします。

現行		改正後
開札の立会いに際して、事前の連絡は必要無い。		開札の立会いを希望する場合は、開札前日の午後 5 時までに管財部契約課へ問い合わせることとする。

問合せ先 市川市 管財部 契約課 工事グループ
(電話:047-712-8593)